



美しい熊本づくり運動

人間尊重の原則に立ち、快適な生活環境、豊かで住みよい郷土の実現をはかるため ①郷土の緑化 ②自然保護 ③郷土の清掃浄化を柱としたこの運動は四十七年度を初年度として開始されたが、県民各層の協力を得て着々と成果をあげつつある。

今回は、美しい熊本づくり推進会議の資料から、県が実施した事業、市町村及び民間の活躍、四十八年度の事業を展望してみた。

足し、全市町村の約半数四十一市町村に推進組織もしくは運動体が生まれ、全県の推進体制づくりが緒に付いた。

また、県下に美しい熊本づくり運動の認識を深めようというため、電波媒体、印刷媒体を介して広報活動を強化し、学校教育のなかでも美化意識の高揚をはかった。

二つの国立公園と七つの県立公園をもち、天恵の自然、誠に雄大でかつ自然美に富む本県は、それだけに自然の破壊や汚染が特に目立ちやすい。

自然環境保護条例を施行し、市町村における保護計画作成の指導を行なうとともに、郷土修景美化地区三ヶ所を指定し、条例に基づき自然環境保護審議会を設置、保護指導員二十人を任命した。

採石跡地、崩壊地等に緑を復元できる地被植物の実験を阿蘇町採石場で実施し、阿蘇国立公園特別地域内の北山山原生林を完全保護するため、民有地部分を買上げた。

このような措置をとったのは、全国で北山山と東京都の三宅島の二ヶ所であった。

野鳥保護対策では、キジ、ヤマドリ、養殖試験、飼育、放鳥、野鳥の増殖、保護などを行ない、害虫駆除、松くい虫防除、県下全域の立木伐倒等を実施した。

4 郷土の清掃浄化

公共の場の清掃浄化として、河川については、市街地河川現況調査、河川投棄物の除去、河川愛護大会、違反行為禁止看板、河川パトロール、護岸雑草処理、台湾ナギ除去、河川改修(菜切浦川、坪井川、井芹川、水無川)、堆積土砂の除去を行なって河川美化をはかり、道路については、清掃車二台により熊本市内を路面清掃し、側溝蓋、側溝新設を行ない、港湾、漁港については、沈没船を処理し、県管理漁港の浮遊物処理を行な

四十七年度の成果

1 総合的な推進体制

この運動を成功させるには、県民各層からの盛り上がりが必要であるとい

う考えから、県民各層の代表から成る県民サイドの推進体制として、美しい熊本づくり推進会議が六月に発足し、一方、行政サイドの推進体制として県の組織をあげて推進対策本部が設置された。

同時に、市町村における推進体制も発

3 自然の保護

美しい熊本づくりシンボル事業として、熊本市街地メイン道路、熊本駅一健康間のうち、花畑町水道町に街路樹の植栽ならびに花壇造成および花苗植栽を行ない、街路灯、公衆用くすかご、灰皿を設置し、道路清掃を強化した。なお、花畑公園(熊本市役所間)、寄贈を受けたいづかいぶきを追加植栽した。

い、海岸清掃浄化のため、海岸廃棄物を清掃、焼却、注意規制の標識の設置等を行なった。

産業廃棄物については、実態調査を完了し、それに基づく処理計画を策定中であり、園芸用廃プラスチックの処理については、玉名市に処理施設を建設し、家畜排せつ物の処理は、処理施設三ヶ所の設置、飼養農家に対する設備資金の利子補給を行ない、畜産経営環境保全のための総合的対策指導を実施した。

違反屋外広告物の除去については、熊本市と八代市を重点的に行ない、急激な減少を見い、空港道路の沿線の違反看板も一件を残し全部を完了した。

5 市町村・民間諸団体等の活躍

熊本市では「森の都作戦」と銘つて、緑化事業を推進し、下水処理場、墓地、熊本城など公共施設へ購入分および寄贈分を合計二千二百九十八本、五百五十万円、十の学校に三百五十一本、十万円、健康地区、天神町通町線など街路に三千五百五十本、三百九十九万円、三十四ヶ所の公園等に四千九百九十四本、千五百六十一万円などを植栽し、建設省九州地方建設局熊本本工事事務所では国道五七号線東熊本バイパス、三号線に千三百四十九本、千七百四十万円を植栽した。このほか、市町村単独で八千七百六十六本、民間で六千三百十九本、県の直轄、委託、補助事業で五万六千七百五十三本を合せると、県内で昨年度だけで八万二千九百九

十本の樹木が植樹されたことになる。

一方郡部では、各市町村、民間団体になんらかの形でこの運動に参加し、いろいろな成果が上がっている。

特に活発にあるいは多彩に運動を実施しているのは、民間団体も十一の団体が積極的に参加している宇土市、三角町、荒尾市、山鹿市、菊池市、高森町、小国町、矢部町、津奈木町、免田町、山江村、五和町などである。

また、観光地の清掃美化として、やまなみハイウェイを美しくする会、阿蘇山上を美しくする会、天草パールラインを美しくする会の民間組織及び金峰山保護管理協議会による観光地美化が行なわれた。

このほか、婦人会の一日節運動、青年団の実践モデル地区活動、明るい社会づくり推進協議会、BBS運動建設業協会等、美化の実践運動が目立っている。

四十八年度の推進事業

1 推進方針

人間尊重、生活優先の理念に立ち、自然保護と地域開発の調和をはかりながら、安全かつ健康な生活のできる社会、所得のより高い住みやすい社会、快適で生活に張りのある社会、いわゆる真の意味で豊かで住みよい社会の実現をめざす県政の方向にそって、「美しい熊本づくり」の施策を推進する。

2 美しい熊本づくり総合推進

美しい熊本づくり運動に県民の意見と創意を反映させて、官民一体となって推進するため、美しい熊本づくり推進会議を開催し、美しい熊本づくり推進大会、美しい熊本づくり市町村連絡会議などを計画し、市町村への推進費補助として二百九十七万円を計上した。

また、県民の理解を深め、運動への参加を呼びかけるため、ポスター募集やマスコミによる広報を行ない、児童生徒むきに郷土読本を発行する。

3 環境の緑化

生活背後地の環境緑地を整備するため、小岱山保全林を整備し、憩の森を雁回山に造成し、鞍岳と魚貫崎に県有林を県民レクリエーションの場として開放するため、環境林造成事業を行ない、熊本の空からの玄関口としての空港周辺を緑化して景観の造成をはかるため空港周辺緑地を整備する。また、緑豊かな工業地帯を造成するような指導も行なう。

沿道の修景美化のため、基幹ルートに特色ある花木と街路樹を植栽し、武蔵塚の付近の廃道敷を公園化して駐車と憩の場をつくる。市町村、団体の進める緑と花の植栽に対する助成に千百万円、シンボル地区整備、郷土花園の整備を継続し、風致景観を保護育成するための沿道修景美化地区を指定する。

公共施設の緑化として、移設、新設の県立高校、小・中学校五十一校に緑化をはかり、阿蘇、矢部地区の高校のグラウンドを芝張して霜解を防ぐ。

4 自然の保護

自然保護思想の啓蒙普及に努め、郷土の自然を知る行事、運動を展開するが、八月には阿蘇で全国自然公園大会が行なわれる。

自然保護のための適正な規制措置として阿蘇国立公園計画を改定し、九州中央山地国定公園の指定、北山山学術調査、民有地の買収を行ない、自然保護指導員、鳥獣保護員等保護体制を強化し、開発実施者と保護協定を結ぶ。

鳥獣保護対策を推進し、特に鳥獣の生息繁殖のための環境づくりとして野鳥の森を設置する。

5 郷土の清掃浄化

廃棄物処理対策としてし尿及びゴミの処理施設を整備充実し、産業廃棄物対策として六千七百五十八万円を計上した。

公共の場の清掃浄化体制として河川、道路、港湾などに一億三千二百四十七万円を計上して清掃浄化に努める。

広告物、看板などの規制を強化し、違反広告物を積極的に除去するほか、屋外広告物監視人を設置して監視を強化し、広告関係業者及び商店街に対して美化意識の高揚をはかる。